

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	13 件

三重国民年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 4 月まで

昭和 45 年ごろに A 市に転入し、国民年金保険料は管轄の同市出張所で納付していた。同年 11 月ごろに結婚するまでは自分が、結婚後は妻が納めていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 46 年 5 月 17 日に厚生年金保険の被保険者となっており、同年 6 月 4 日には A 市から B 市に転出しているが、A 市が保管している当時の国民年金被保険者名簿には、申立人が同年 5 月 17 日に国民年金の被保険者資格を喪失した旨の記載があることから、申立人は、申立期間直後の厚生年金保険加入に伴う国民年金の被保険者資格の喪失手続を速やかに行ったものと考えられる上、その後の厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に実施していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 45 年ごろに A 市に転入したが、国民年金保険料についてはすぐには納付できなかったことから、転入後しばらくしてから未納分も含めて保険料を数回に分けて同市出張所で納付したと供述しているところ、同年 1 月から同年 3 月までの保険料については、申立期間中の同年 8 月 11 日に過年度納付していることが確認できる上、申立人の妻も、婚姻後に申立人の保険料を納付したことや、納付した同市出張所の場所等を明確に記憶していることから、申立内容は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

加えて、申立人が納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料額と一致している上、申立人が昭和45年1月から同年3月までの保険料を過年度納付した時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと等を勘案すると、あえて申立期間のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年5月から9年2月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から9年3月31日まで

社会保険事務所から訪問調査を受けた際、申立期間について標準報酬月額が引き下げられていることを知った。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する44万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月31日）の後の平成9年5月19日付けで、8年5月から9年2月までの標準報酬月額を26万円に遡^{そきゅう}及して減額されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行なう合理的な理由は見当たらない。

また、申立人と同日の平成9年3月31日に資格喪失した被保険者5人の標準報酬月額についても、申立人と同様に同年5月19日付けで遡^{そきゅう}及して減額されている上、そのうち1人は給与明細書の提出により、社会保険事務所において当該期間に係る標準報酬月額の訂正処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要と認められる。

三重厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月14日から40年5月1日まで

私は、A社からB社へ出向し、運転業務に就いていたが、廃線となり、A社の関連会社であるC社がオープンするまでの間、A社で運行系の業務をしていた。その後、C社がオープンしたのでA社から出向したが、給料はA社から受け取っており、厚生年金保険料も控除されていた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社において昭和39年12月14日に厚生年金保険の資格を喪失し、C社において40年5月1日に資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社の辞令等及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが確認できる上、申立人と同様にA社からB社に出向し、その後昭和40年5月1日付けでC社に異動した同僚6人のうち5人は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

また、事業主は「申立人はA社に継続して勤務していた。勤務が継続している場合には、厚生年金保険料は控除していたはずである。」と供述している上、複数の同僚が「申立期間当時、給与はA社から出ており、保険料が給与から控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に昭和39年12月の標準報酬月額が3万6,000円と記載されていることから、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所の加入記録では、昭和48年10月31日から同年11月1日までの期間が無いことが分かった。しかし、私はA社を同年10月31日に退職しており、1日早く退職する理由が無い。会社に関係資料が残っていて事務的なミスであると思われるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社から提出された給与明細書、退職日が確認できる書類から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び昭和48年9月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和48年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月から 61 年 3 月まで

昭和 49 年 11 月に婚姻のため会社を辞めた後、母親の勧めや社会保険事務所からの勧奨を受け、同事務所において国民年金の加入手続を行った。婚姻後に社会保険事務所で氏名変更を行った後、国民年金保険料は初めころは社会保険事務所で納付していたが、その後は郵便局で 3 か月に 1 回ずつ納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続は社会保険事務所でを行い、国民年金保険料についても、当初社会保険事務所で納付し、その後郵便局で 3 か月に 1 回ずつ納付するようになったと主張しているが、申立期間当時、国民年金の加入手続は社会保険事務所では実施していない上、申立人が納付したとしている保険料は、申立内容から判断すると、現年度保険料と考えられるが、現年度保険料については社会保険事務所では取り扱っておらず、申立人が申立期間当時居住していた 3 市においても、郵便局においては現年度保険料を取り扱っていなかったとみられることから、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人は、申立期間において 3 市に居住しているが、3 市共に、申立人が申立期間に国民年金に加入した形跡は無いほか、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月に払い出されており、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、申立人は、申立期間のほとんどが婚姻期間で、その夫は厚生年金保険に加入しているため、当該期間については国民年金に任意加入することとなるが、任意加入対象期間につ

いては、加入手続を行った時点から遡^{そきゅう}及して国民年金に加入することはできず、申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立期間は 11 年余りと長期に及んでおり、複数の市において、これほど長期にわたり事務処理に過誤が生じたとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 38 年 4 月 1 日から A 社 B 局の C 構内に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社 B 局が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 38 年 11 月 1 日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している A 社 B 局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号*番から*番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和 38 年 11 月 1 日となっており、申立人の氏名も無い。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社の清算事業事務を執り行う D 団体に照会したところ、「臨時雇用員等に対し厚生年金保険等の加入を推進するため、A 社の内部規程に基づき、昭和 38 年 10 月 1 日から一定の条件を満たした臨時雇用員等は厚生年金保険等に加入させることができるようになった。このため、申立期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の届出をしなかったと思う。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 29 日から 34 年 12 月 29 日まで

社会保険庁の記録によると、私のA社における厚生年金保険の加入記録は7か月とのことであるが、私は、同社に昭和 31 年 5 月 2 日から 34 年 12 月 29 日まで同社社長宅に住み込みで勤務していた。同社は、B事業所とも称していたが、両事業所とも同一の事業所である。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、B事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、A社は昭和 55 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 12 日から 37 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 27 年から 43 年 8 月までA社で当時のB大学の賄いの仕事をしていた。同社で継続して働いていたのに社会保険事務所の記録では申立期間が空白となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された失業保険被保険者離職証明書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は昭和 33 年 7 月 11 日に離職し、同年 7 月 12 日に資格喪失したことが確認でき、これは社会保険事務所に保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格喪失日と一致している。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当該事業所は学生寮の食堂の賄いをしていたが、学生寮の管理を入寮者がすることとなったため申立人を解雇したと思う。また、申立人と同日に退職した3人の失業保険被保険者離職証明書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書にも申立人と同様の資格喪失日、離職事由が記載されている。」との回答があった。

さらに、申立人が申立期間におけるA社の同僚であるとしている者に照会を試みたものの、連絡先が不明であり、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険第四種被保険者期間として認めることはできず、当該厚生年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月 1 日から 52 年 2 月 1 日まで
② 昭和 52 年 2 月 1 日から 55 年 1 月 7 日まで

勤務していたA社が閉鎖された後、昭和 51 年 6 月から 52 年 1 月まで厚生年金保険料を支払っており、厚生年金保険第四種被保険者過誤納金（厚生年金保険第四種被保険者として既に納付している保険料）も受け取っていない。また、52 年 1 月中ごろからB社に勤務し、同年 2 月より給与から厚生年金保険を控除されていた。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している厚生年金保険第四種被保険者原票により、申立人が昭和 51 年 6 月 1 日から 53 年 11 月 1 日まで厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険法（昭和 60 年改正前）第 17 条により、厚生年金保険第四種被保険者は、厚生年金保険被保険者期間が 20 年に達したときは、厚生年金保険第四種被保険者としての資格を喪失することが定められている。申立人は、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付する以前より厚生年金保険被保険者期間が既に 20 年に達しており、社会保険事務所が申立人の年金裁定時に行った申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者期間の資格喪失手続は、法令に照らし適正である。

また、厚生年金保険第四種被保険者資格の取消しに伴って生じる過誤納金

について、申立人は還付を受けた記憶が無いと主張しているところ、当該過誤納金の還付の事実を確認できる資料は保存年限を経過しているため確認できないものの、事務処理に不自然な形跡は見当たらず、過誤納金については、厚生年金保険第四種被保険者資格の取消しに伴い還付金額が決定後、本人あてに過誤納額還付通知書及び還付請求書の用紙を送付することによって通知され、本人から還付請求書の提出を受け還付金が支払われることが一般的であることから、当該過誤納金についても、厚生年金保険第四種被保険者資格の取消しに伴い還付がなされたものとするのが相当である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険第四種被保険者として認めることはできず、当該厚生年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

申立人から提出された昭和 54 年 3 月 19 日付けの社員旅行の写真及び申立人が記憶している同僚の供述により、申立人が申立期間②に B 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社において申立期間②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

また、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書によると、申立人の資格取得日は昭和 55 年 1 月 7 日、資格喪失日は平成 9 年 6 月 26 日となっている上、B 社から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の雇用保険の資格取得日は昭和 55 年 1 月 7 日、離職日は平成 9 年 6 月 25 日となっており、これらはいずれも社会保険事務所の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 7 日から 36 年 2 月 1 日まで

昭和 34 年 11 月に A 社に採用されてから 36 年 2 月 1 日に共済組合に加入するまで、厚生年金に加入し、保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している試用員雇用契約書により、申立人が申立期間のうち昭和 35 年 12 月 1 日から翌 36 年 1 月 31 日まで試用員として A 社 B 局で勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社の内部規程によると、同社の各事業所において一定の条件を満たした臨時雇用員及び試用員を厚生年金保険に加入させることができるようになったのは昭和 38 年 10 月 1 日以降である上、社会保険事務所の記録によると、A 社 B 局が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、同年 10 月 1 日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について、A 社の清算事業業務を執り行う C 団体に照会したところ、昭和 38 年 10 月 1 日以前に A 社 B 局で厚生年金保険の加入者はいない旨の回答が得られた。

さらに、申立人が記憶している同僚に照会したところ、「正規職員になる前に 2 か月間の試用期間があり、その前の臨時雇用員の期間は人によって異なっていたが、臨時雇用員及び試用員の期間は日雇い健康保険だけであった。」との回答があった上、当該同僚についても、A 社 B 局における厚生年

金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 608

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 17 日から 44 年 1 月 18 日まで
② 昭和 44 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
③ 昭和 44 年 6 月 2 日から 49 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 51 年 2 月 16 日から 55 年 5 月 13 日まで

申立期間に係る給与明細書の支給金額と社会保険事務所の標準報酬月額に相違があるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①から④までについて、申立人から提出された給与明細書の写しによると、一部厚生年金保険料の控除が不明な月があるものの、当該給与明細書の写しに記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額と一致している上、申立期間④については、A厚生年金基金が保管している厚生年金基金加入員台帳に記載されている申立人の標準報酬月額記録も、社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立人が申立期間①、②、③及び④に勤務していた各事業所に厚生年金保険料の控除の状況を照会したところ、申立期間①については、当該事

業所は既に解散しており、当時の役員等も他界していること等から、これを確認できる関連資料や供述を得ることができなかった上、申立期間②、③及び④についても、各事業所から当時の資料がないため不明であるとの回答があり、これを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 35 年 6 月 30 日まで
A社で働いていた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和36年1月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、A社を退職後、平成元年まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 20 日から平成元年 5 月 1 日まで
申立期間の勤務先はA社であったが、厚生年金保険や健康保険については、親会社であるB社で加入して保険料を払っていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C国民健康保険組合から提出された第一種組合員台帳の写しによると、申立人は、B社で昭和 52 年 12 月 1 日に資格取得し、平成 4 年 2 月 1 日に資格喪失したと記載されていることから、申立期間のうち、少なくとも当該期間については、申立人は同社の従業員として組合員資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立期間について、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管しているB社の厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は昭和 50 年 6 月 10 日に被保険者資格を取得し、51 年 4 月 20 日に資格喪失後、平成元年 5 月 1 日に前回と別の厚生年金記号番号で資格取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間にB社において厚生年金保険に加入していた者は申立人とその父親であるA社の事業主の二人であったと供述しているが、申立人が平成元年 5 月 1 日に取得した厚生年金記号番号の前後 9 人について調査したところ、このうち申立人が実際に勤務していたとするA社の役員（申立人の父親である当該事業所の事業主を含む。）及び従業員の計 5 人

(申立人を含む。)がB社で同年5月1日に資格取得していることから、申立人についても同年5月1日に厚生年金保険に加入したことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月1日から3年3月22日まで
② 平成3年3月22日から7年4月21日まで

昭和61年5月1日から平成7年4月21日までA社で連続して勤務していたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②について、社会保険事務所の記録では標準報酬月額が9万2,000円に減額されているが、給与が減額された記憶は無いので、申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時のA社における同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間①及び②に同事業所において厚生年金保険被保険者であった13人のうち連絡先が判明した1人に照会したところ、当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

また、申立期間当時の元事業主に照会したところ「申立人は平成2年くらいに一度辞めている。1年くらい会社には来ていない。その後、再入社したが、年金をもらっているので標準報酬月額は9万円か10万円くらいにしてほしい。それ以上だと年金が減ると申立人に言われて、そのようにした。」旨の回答があった。

さらに、A社における申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和61年5月1日資格取得、平成2年4月30日離職、3年4月1日に資格取得するまでの加入記録は無い上、2年4月30日に離職票及び求職者給付が交付された記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金案 612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月1日から29年2月10日まで
② 昭和29年2月20日から同年5月20日まで

私は、A社に昭和27年10月1日入社し、29年2月10日に退社後、B社に同年2月20日に入社し、同年5月20日に退社した。厚生年金保険の加入記録が確認できず納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査においても当時の役員等関係者の連絡先は不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社において申立期間①に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B社において申立期間②に厚生年金保険被保険者であった複数の同

僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 10 日から 37 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 34 年 10 月から 37 年 6 月までA社で運転手の助手をしていた。この期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、時期は特定できないものの申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成 15 年 11 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により判明した役員等関係者に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の役員は既に他界しており、当時の資料も残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA社に勤務していた同僚に照会しても、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった上、当該同僚が記憶している申立人と同じ職種の同僚の中には、同社における厚生年金保険の加入記録が無いことから、同社においては必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 24 日から 38 年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 7 日から 39 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 26 日まで

私は、A社を退社する時に脱退手当金をもらい運転免許を取得した。その後、B社での入退社を経て、義兄が社長をしているC社に入社し、経理の手伝いをしていたが、結婚のため同社を退社する際、会計事務所の方から「将来少しでも働くようなら、このままにしておいたほうがいい。」と助言され、脱退手当金を受け取らなかった。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によると、社会保険事務所は、昭和 42 年 5 月 8 日に請求を受理、同年 7 月 24 日に支給決定、同年 8 月 7 日に支払っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 42 年 8 月 7 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで
A社で働いていた期間について、脱退手当金を支給されたことになっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年9月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。